

伊豆の国市立長岡南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方・姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1章第2条「定義」》

- ・「心理的攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものだけでなく、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものや、インターネットを通じて行われるものを含む。けんか等を除く。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ・起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本的な考え方・姿勢

- 「いじめは絶対に許されない」という意識を、学校・学級内につくる。
- 校内に、児童と児童、児童と教師等、助け合える温かな人間関係を築く。
- 児童・教職員の人権意識を高める。
- 児童のいじめのサインを見逃さず早期に発見し、適切な指導を行い、問題を迅速に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等のための対策

	I 個 [知る] (児童・保護者・教員)	You 関わり (あなたと私)	They 学校全体 (文化づくり)	We 指導体制 (教員)
未然防止	・いじめは「悪」 ・いじめとは何か ・誰も幸せになれない	・子どもの立場で 表現力をつける	・仲間文化の構築 ・いじめを嫌う文化 ・善行を認める	・心を働かせる4つのアイ ・心を鍛える
初期対応	・いじめの始まりを感じ取る	・アンケート ・面談	・報告、連絡、相談 (気づきの通告)	・感性の共有化 ・感性から悟性へ※
事後対応	・いじめを見たときや、感じたときの対応	・「一人じゃない」ことを心に届ける	・問題を拡大しないさせない文化	・毅然とした対応 ・指導教員の保護 ・根本的対応

※ 感性＝直感力、悟性＝分析力

(1) いじめの未然防止

- ・「いじめの定義」「いじめは、絶対に許されないこと」「誰も幸せにはなれない」等を、道徳や各教科・領域、日常生活において十分指導する。児童が、いじめを嫌う文化をつくる。
- ・日頃から児童が「自己有用感」「自己肯定感」がもてるよう、一人一人を認め・褒め・励ますようにする。
- ・友達の良いところを探したり、みんなで認めたり、感謝したりする活動を取り入れる。
- ・児童みんなが「いじめを考える場」を意図的に設定する。
- ・いじめに関する職員研修の場を設定し、適切な指導を模索する。

～ 生徒指導4つのアイ～

愛：安心、一人ではない、愛され愛する経験
I(私)：私を知る、私を語る
 自己実現、自己有用感
Eye：見守る、複数の目で、子どもから目を離さずに、認める、発見
合い：触れ合い、支え合い等の人間体験

(2) いじめの早期発見・初期対応

【早期発見】

- ・いじめの実態を把握するために、年間3回（6月、11月、2月）に、児童対象の「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・毎月「いじめ実態調査」を行い、各担任から情報を得る。これによって、学級の児童の実態を把握する機会と捉える。
- ・年間3回の教育相談（児童との面談…6月、11月、2月）により、児童から悩みなどを直接聞き、問題の早期発見に努める。
- ・けんかやふざけ等がいじめに発展することを念頭に置き、常に児童のサインに気を配る。

【初期対応】

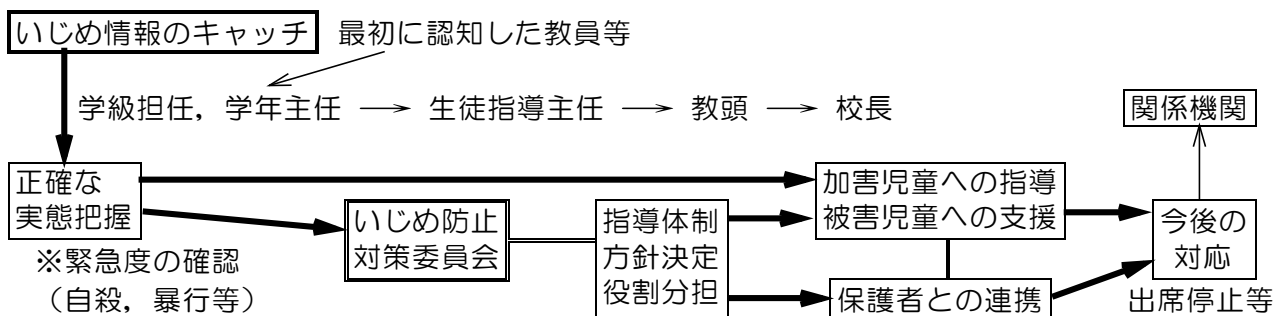
- ・児童や保護者の訴え，教師の気づき等により，いじめを発見したときは，まず被害者の安全を確保し，事実を確認する。
- ・いじめを確認したら，直ちに学年主任，生徒指導主任等に報告し，適切な対応を模索する。
- ・学年主任，生徒指導主任は，校長・教頭・主幹教諭に事実を報告し，今後の指導の方向や対応を確認する。
- ・必要に応じて保護者にすぐに連絡し，いじめ解消に向けて協力を仰ぐ。
- ・問題の及ぶ範囲を正確に把握する。

【事後対応】

- ・被害児童の心のケアに努め，「一人じゃない」ことを伝える。安全を十分に確保し，見届ける。
- ・児童に，「いじめを見たときや感じたときの対応」だけでなく，命の大切さや善悪の判断などについて，継続して指導する。必要に応じて，児童へのカウンセリングも行う。
- ・根本的ないじめの解消をめざし，毅然とした態度で対応する。

(3) 組織の設置「いじめ防止対策委員会」

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し，必要に応じて会を開く。校長が招集する。
- ・構成員 … 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，学年主任，（学級担任等の関係教員，スクールカウンセラー，外部専門家など）
- ・いじめの未然防止，早期発見，初期対応，児童の保護等について検討する。



(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ケータイ安全教室や総合的な学習の時間を使って，SNSやLINEの落とし穴・著作権・肖像権等の情報モラルに関する指導を計画的に進める。
- ・ネットを利用した発信情報の高度の流通性や，発信者の匿名性，ネットで送信される情報の特性を踏まえ，ネット上でのいじめの防止やネットトラブルに対処できるよう，児童・保護者に向けた啓発活動や情報モラル研修会を定期的に行う。
- ・SNS等によるトラブルや，いじめの問題が発生した場合，迅速に対応できるよう，解決するための情報を収集したり，専門機関に相談できる体制を整えておく。

(5) 関係機関との連携

- ・指導困難な場合，また，犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会や警察等と連携して対処する。
- ・日頃から，警察・児童相談所・伊豆医療福祉センター等の医療機関・田方教育会館教育相談室等の外部相談機関との連携を密にしておく。

3 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・いじめにより，児童の生命・心身・財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。（自殺の企図，身体への傷害，精神的疾患の発症，金品等の重大な被害等）
- ・いじめにより，児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされていると認める場合。
- ・直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し，いじめ解消に向けて対処する。
- ・速やかに市教育委員会等へ一報を入れ，改めて文書にて報告する。
- ・必要に応じて，ためらわずに警察等関係諸機関に通報する。
- ・報道機関への対応は，窓口を一本化し，公開できる情報を整理し，誠意ある公平な対応を心がける。その際，市教育委員会と連携して対応に当たる。